遠藤　昭二
西田　定好
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上二月十九日）
（熊本大学名誉教授）
（高知大学名誉教授）　従七位
従四位に叙する（各通）
島田文之助　住吉　豊司
水谷　岩雄　宮本　武夫
山田　溪
従五位に叙する（各通）
正八位
正八位
正六位に叙する（各通）
榎戸　訓　奥田　利孝
森川　章孝　吉田　修
従六位に叙する（各通）
（警視庁警部補）
村山　利一
正七位に叙する（各通）
深沢　隆好
従七位に叙する（各通）（以上二月二十日）
今成　稔　大渕　陽三
寒川　隆志　中村　昇
従六位に叙する（各通）
仲井四十喜
正七位に叙する（各通）
畑　康雄
従七位に叙する（以上二月二十一日）
神谷　齊
従四位に叙する
松崎　榮一
従五位に叙する（以上二月二十二日）
中原　恒雄
従三位に叙する
柴田茂登雄
正五位に叙する
奥山　光雄
従五位に叙する
丸茂　義彰
正六位に叙する
場工　耕司
従六位に叙する（以上二月二十三日）

谷口　臺藏
保延　尚二
正七位に叙する（各通）
横尾　禮藏
赤木　正信
野中　實
林　康夫
屋比久　猛
板垣　武吉
白石　俊博
鳥飼　省三
四ッ谷忠夫
近谷　利城
深井　弘司
横山誠一郎
松田　正
片桐　隆
小野谷　裕
前島　善福
馬場　克己
木村　進
菱田　耕造
正七位
従四位に叙する（各通）
荏原　豊彦
従六位に叙する（各通）
八尾　初義
従七位に叙する（以上二月二十四日）
仕藤　義雄
従五位に叙する（二月二十五日）
加藤　誠藏
石田　惠一
正五位に叙する
坪井　宏雅
従五位に叙する
板橋清五郎
従六位に叙する（以上二月二十六日）
青木　登
従六位に叙する（二月二十七日）
青木　隆
従五位に叙する（三月三日）
○叙勲
旭日双光章を授ける
吉崎康二郎
旭日単光章を授ける
北沢弥紀男　千島　兼一
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月十七日）
古江　英二
旭日小綬章を授ける
脇本　武雄
旭日双光章を授ける
高橋　榮一
佐川　博哉　原田　清助
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月十八日）
岩指　純　久保田　滿
秋場　藏夫　中嶋　政文
菅原　幸男　中嶋　弘治
渡辺　啓作
旭日単光章を授ける（各通）（二月十九日）
及川　亀吉　大塚　一　川岸　正市
佐野　義孝　仲間　好夫
旭日単光章を授ける（各通）（二月二十日）
前島　善福
旭日双光章を授ける（二月二十一日）
小坂　均
瑞宝小綬章を授ける
（兵庫県職員）
秋葉　好輝　伊藤　泰隆
佐藤　博行　高科　忠一
水流　一憲　廣澤　治生
前川　勝　松原　孝明
瑞宝双光章を授ける（各通）
赤松　博
佐藤誠三郎
竹内　新作
日渡　俊幸
宮岡　計

齋藤　明　永利　茂
前田　正實　森末　正秋
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十七日）
平久江一郎　渡部　啓吾
瑞宝小綬章を授ける（各通）
池田　鶴男　石井　學
笠井　信男　加藤　美燁
金田武次郎　高木　幸夫
仲村　重信　堀　嘉夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
大山　守一　小澤　吉則
金森　鈴夫　船越　喬二
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十八日）
大野　公司
瑞宝小綬章を授ける
井田　一則　及川　盛
草間宗比古　鈴木　壽
多田　義則　谷口　臺藏
中野　正順　橋本　博次
保延　尚二　松木田三郎
山内　敏克　山崎　弘
瑞宝双光章を授ける（各通）
嘉成　武治　西田　定好
松倉　正和　横尾　禮藏
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十九日）
（熊本大学名誉教授）
赤木　正信
瑞宝中綬章を授ける
山田　溪
瑞宝小綬章を授ける
榎戸　訓　奥田　利孝
田部　操六　近谷　利城
林　康夫　深沢　隆好
吉田　修　四ッ谷忠夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
梅宮　與吉　北原　孝
藤原　武雄　真崎　善男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十日）
大渕　陽三　寒川　隆志
瑞宝双光章を授ける（各通）
畑　康雄
瑞宝単光章を授ける（以上二月二十一日）
神谷　齊
瑞宝中綬章を授ける（二月二十二日）
奥山　光雄
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける（以上二月二十三日）
場工　耕司
瑞宝双光章を授ける（各通）（二月二十四日）
渡部　優一
瑞宝双光章を授ける
坪井　宏雅
瑞宝単光章を授ける（以上二月二十六日）
佐々木　清
瑞宝双光章を授ける
青木　登
瑞宝双光章を授ける（二月二十七日）
藤田　修康
瑞宝双光章を授ける（三月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、三月二十五日ギリシャ国の国祭日につき、同月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）第3条第2項の規定に基づき、平成23年3月28日に、同年9月1日に施行される事業の区分「積算熱量計（積算熱量計を製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成7年2月10日に制定した事業の区分「積算熱量計（積算熱量計を製造する事業）」についての細目を平成23年8月31日限り廃止するので公示する。

平成23年3月28日

経済産業大臣　海江田万里

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。